

にしたまエコにゅうす

宮城県大崎市の災害廃棄物の受入れについて

災害廃棄物の受入れを開始します

令和元年10月に発生した令和元年東日本台風(台風第19号)は、各地で甚大な被害をもたらし、東北地方において大量の災害廃棄物が発生しました。被災地では、災害廃棄物の処理が進まず、復旧・復興に向けて大きな障害となっています。

このような状況下、宮城県から東京都へ、県内被災市町村の災害廃棄物(稲わら)の広域処理について支援要請がありました。東京都では、甚大な被害のあった宮城県大崎市の支援を行うため、東京都市長会、東京都町村会および特別区長会の了承を経て、被災自治体および受入自治体の六者で災害廃棄物の処理に関する協定を締結し、都内の区市町村の総意により、令和2年2月から広域処理を行っています。(東京二十三区清掃一部事務組合7施設・多摩地域6施設)

西多摩衛生組合におきましても、構成市町(青梅市・福生市・羽村市・瑞穂町)の意思決定のもと、相互扶助の観点から、支援要請に応じていくことを決定し、羽村九町内会自治会生活環境保全協議会および瑞穂町環境問題連絡協議会(以下、「羽村・瑞穂両協議会」と締結している公害防止協定に基づく協議を進め、令和2年6月8日から災害廃棄物の受入れを行うこととしました。

災害廃棄物の受入量については、最大で360トン进行予定していますが、これは、通常の構成市町ごみ発生量の自然増減の範囲内での受入れとなるため、施設の維持管理上、今回の広域支援を受託しても、環境対策を含めた日常の焼却業務に影響を及ぼさないと判断しています。

被災地の一日も早い復旧・復興支援のため、皆さまのご理解とご協力をお願いします。

【支援等の内容】

- 支援先 宮城県大崎市
- 支援期間 1回目 : 令和2年6月8日から6月19日(土日を除く)
2回目以降: 1回目の支援期間終了後から令和2年12月31日までの間に実施予定
(期間は今後決定)
- 受入廃棄物 稲わら(災害廃棄物)
- 受入量 1回目 : 約90トン
2回目以降: 調整により決定し、受入総合計最大360トン
- 受入方法 JR貨物による鉄道輸送および搬送車両による運搬(東日本大震災時と同様)
仙台貨物ターミナル駅 → 隅田川駅 → 西多摩衛生組合 環境センター

西多摩衛生組合の搬入措置対応

災害廃棄物の受入れに向けた対応

- ① 宮城県大崎市の現地調査に参加し、災害廃棄物(稲わら)の性状や、仮置場・破碎状況などを確認し、受入処理に影響はないものと判断しています。
- ② 令和2年2月より受入れを開始した東京二十三区清掃一部事務組合および多摩地域の清掃工場の受入状況を確認しています。

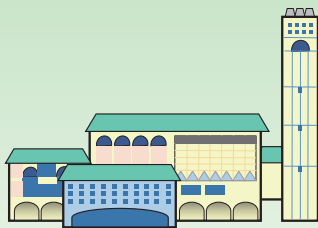
西多摩衛生組合の具体的な受入対応

- ① 広域支援を行った場合、年間(6~12月の間)のごみ搬入量は、当初計画に対して最大360トン増加しますが、当施設の焼却炉の処理能力(160トン/日)から、年間の焼却炉運転日数は約2日間のみ増加となります。
- ② 広域支援による1日当たりのごみ搬入予定量は、約9トン(約4.5トン積載×2コンテナ)と少量のため、当初計画に基づいた焼却炉運転の中で適切に焼却処理することが可能です。
- ③ このことから、今回の広域支援は、通常のごみ発生量の自然増減の範囲での受入れとなるため、本支援の実施に伴う周辺環境への影響はないものと判断しています。

災害廃棄物受入れに伴う情報公開

- ① 公害監視盤（正門横設置）に災害廃棄物の受入状況（受入量・累計受入量等）を表示します。
- ② 組合公式サイトに、受入予定量、受入実績を公表します。
- ③ 羽村・瑞穂両協議会に対し、災害廃棄物の受入状況を報告します。
- ④ 2回目以降の搬入予定について、詳細日程が決定しだい羽村・瑞穂両協議会等へ報告し、組合公式サイトを通じ情報提供していきます。

災害廃棄物 受入れまでの経過



西多摩衛生組合
『環境センター』

国、宮城県、東京都、東京都市長会、東京都町村会、特別区長会の対応

- 1 **令和元年 11 月 29 日**
国（環境省）から東京都に対し、宮城県内の災害廃棄物処理の協力要請がなされる。
- 2 **令和元年 12 月 24 日**
宮城県から東京都に対し、大崎市で発生した災害廃棄物（稲わら）の広域処理について支援要請がなされる。
- 3 **令和 2 年 1 月 6 日**
東京都から東京都市長会、東京都町村会、特別区長会に対し、災害廃棄物処理の協力要請がなされる。
- 4 **令和 2 年 1 月 16・24・27 日**
東京都から特別区長会（16 日）、東京都町村会（24 日）、東京都市長会（27 日）に対し、災害廃棄物の協力について説明がなされ、各々の議を経て、東京都内の自治体が連携し、宮城県の支援要請に協力していくことが了承される。
- 5 **令和 2 年 1 月 31 日**
特別区長会、東京都市長会、東京都町村会、大崎市、東京都および宮城県の六者で、「令和元年台風第 19 号に伴う災害廃棄物の処理に関する協定書」が締結される。

西多摩衛生組合の対応

- 6 **令和 2 年 1 月 29 日**
西多摩衛生組合構成市町長会議において、相互扶助の観点から、支援要請に応じていくことを決定。
- 7 **令和 2 年 1 月 29 日**
西多摩衛生組合正副管理者会議において、構成市町の決定に基づき、受入れ対応を進めていくことを確認。
- 8 **令和 2 年 2 月 12 日**
西多摩衛生組合議会議員全員協議会において、組合議員に対し、災害廃棄物受入れに関する経緯等を報告。
- 9 **令和 2 年 2 月 25 日**
公害防止協定に基づき、羽村・瑞穂両協議会に対し、災害廃棄物の受入処理に関する協議を依頼。
- 10 **令和 2 年 4 月 20 日**
羽村・瑞穂両協議会より、西多摩衛生組合での災害廃棄物の受入処理に関する協議結果を受理。
- 11 **令和 2 年 6 月 1 日**
東京都など六者が交わした協定書に基づき、当組合と宮城県大崎市で、災害廃棄物処理契約を締結予定。
- 12 **令和 2 年 6 月上旬**
組合広報紙（本紙）を羽村・瑞穂両協議会区域内へ全戸配布し、災害廃棄物の受入れについてお知らせ。
- 13 **令和 2 年 6 月 8 日**
西多摩衛生組合において、宮城県大崎市の災害廃棄物（稲わら）の受入処理を開始予定。

編集・発行 西多摩衛生組合 2020 年（令和 2 年）6 月発行【No.30 臨時号】

（構成団体 青梅市・福生市・羽村市・瑞穂町）

■ 西多摩衛生組合環境センター

住所：〒 205-0012 東京都羽村市羽 4 2 3 5
TEL：042-554-2409 FAX：042-554-2426

■ フレッシュランド西多摩

住所：〒 205-0012 東京都羽村市羽 4 2 2 5
TEL：042-570-2626 FAX：042-570-2288

西多摩衛生組合
公 式 サ イ ト



<https://www.nishiei.or.jp>

アクセス図

